



【資料3】

2008年12月
市民部国保年金課



目次

- 1 箕面市国民健康保険事業の経過 P3
- 2 箕面市国保の独自制度 P13



1 箕面市

国民健康保険事業の経過

- a. 国民健康保険事業の状況(概括)
- b. 医療給付費の推移
- c. 加入者の推移
- d. 決算額の推移
- e. 1人当たりの医療費と保険料の推移
- f. 財政赤字と一般会計繰入金の推移
- g. これまでの財政健全化の取り組み
- h. 保険料収納率の推移
- i. 保険料未収金の推移

a. 国民健康保険事業の状況 (概括)

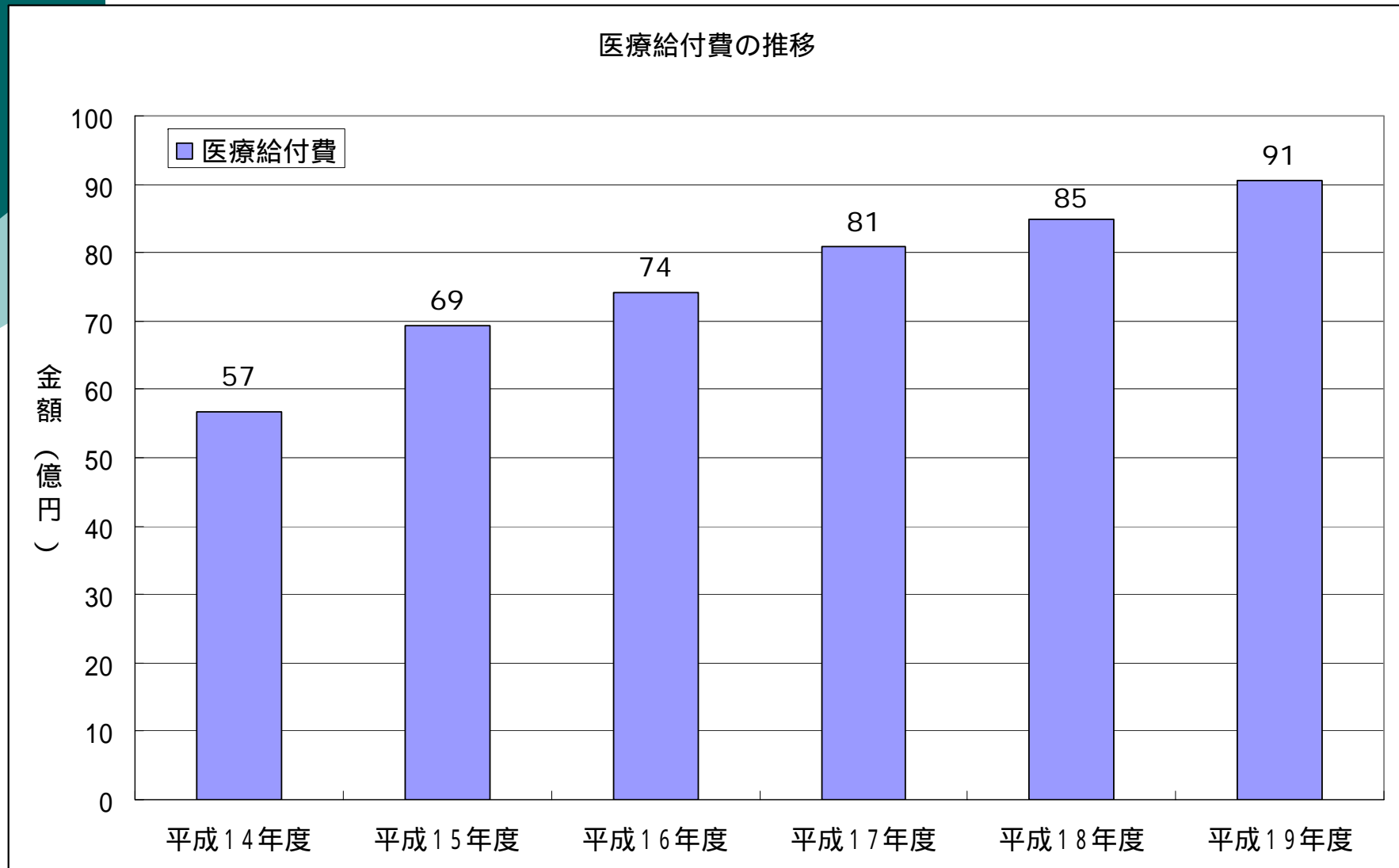
保険料と制度改革

- ◆ 平成15年度の保険料改正時に、次の改定まで一定期間を置くように配慮されたいとの運営協議会の附帯意見があったことや国民健康保険財政負担の軽減を見据えた医療制度改革が行われるとのことから、所得割の料率及び均等割額を据え置いてきている。
- ◆ 平成20年度の医療制度改革により、国民健康保険の一部負担軽減が図られた。

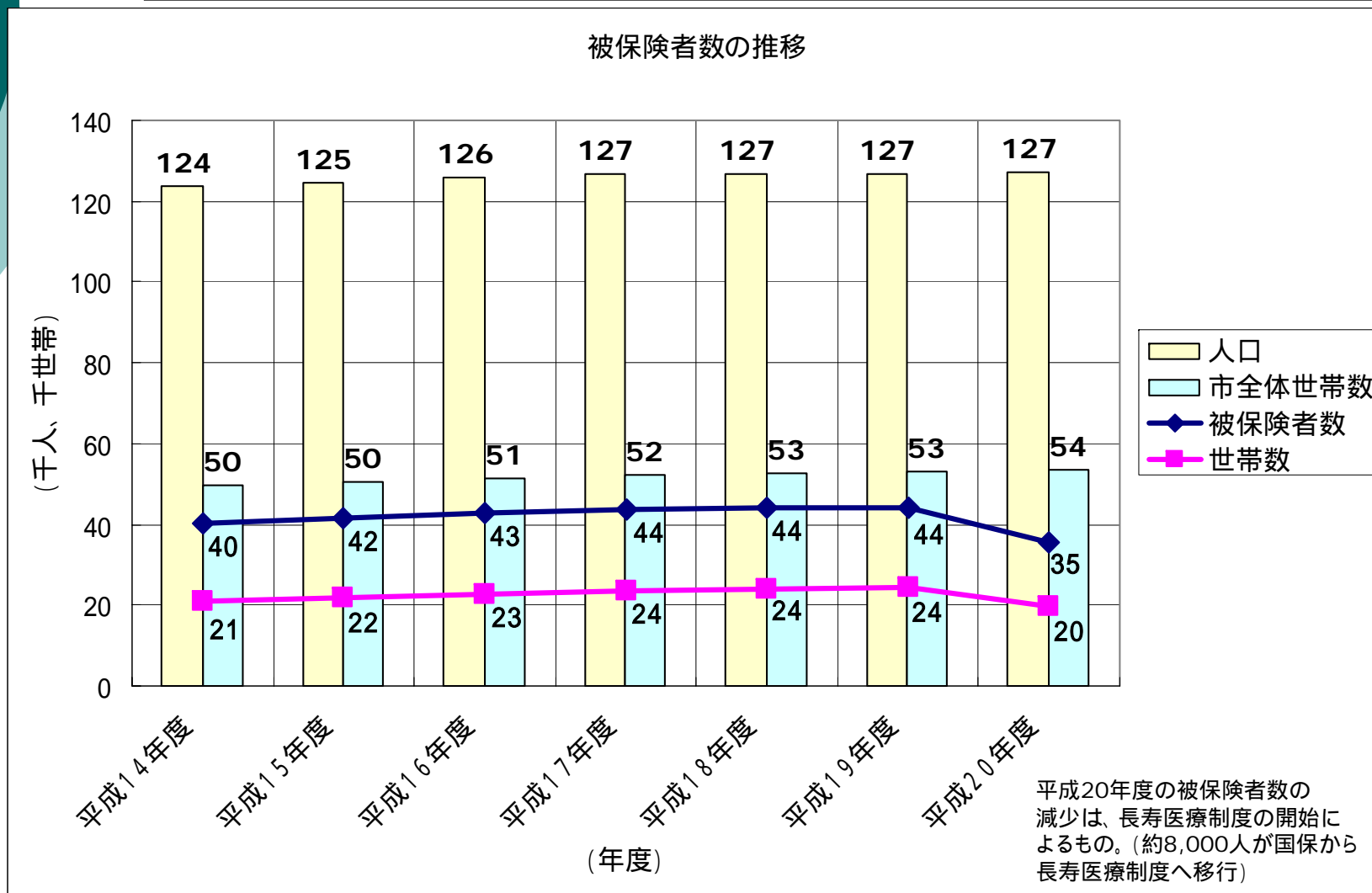
平成20年度及び今後の見通し

- 平成20年度単年度の収支見込みにおいて、医療費の大幅な増加により約9億円の赤字が見込まれる。
- 平成20年度収支見込みにおいて、約33億円の累積赤字が見込まれる。
- 医療給付費は、平成19年度決算額で、平成18年度と比較して、約6億円の伸びである。
- 医療給付費が毎年増加しており、現状のままでは今後も、毎年度赤字決算になる。

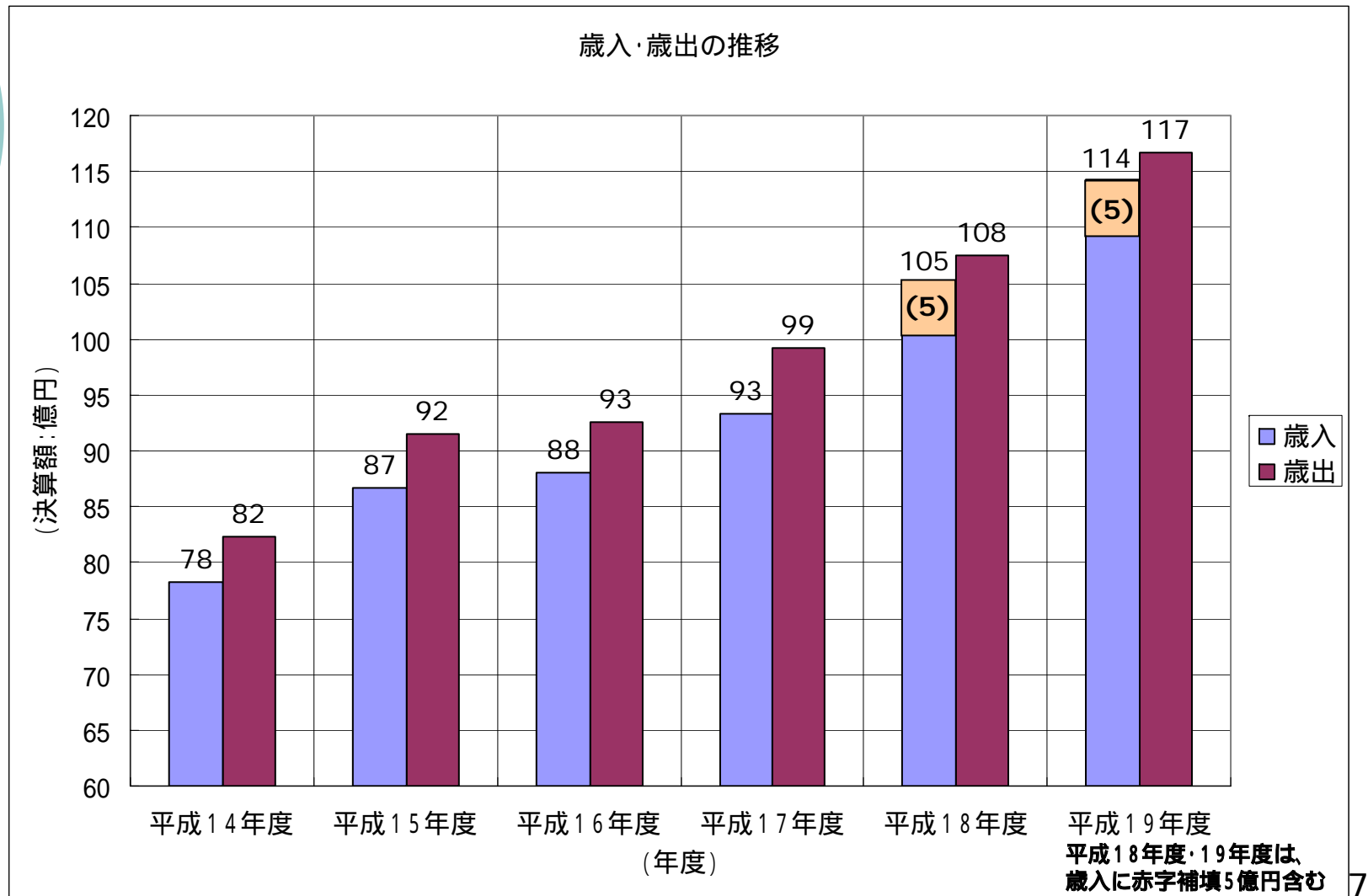
b. 医療給付費の推移



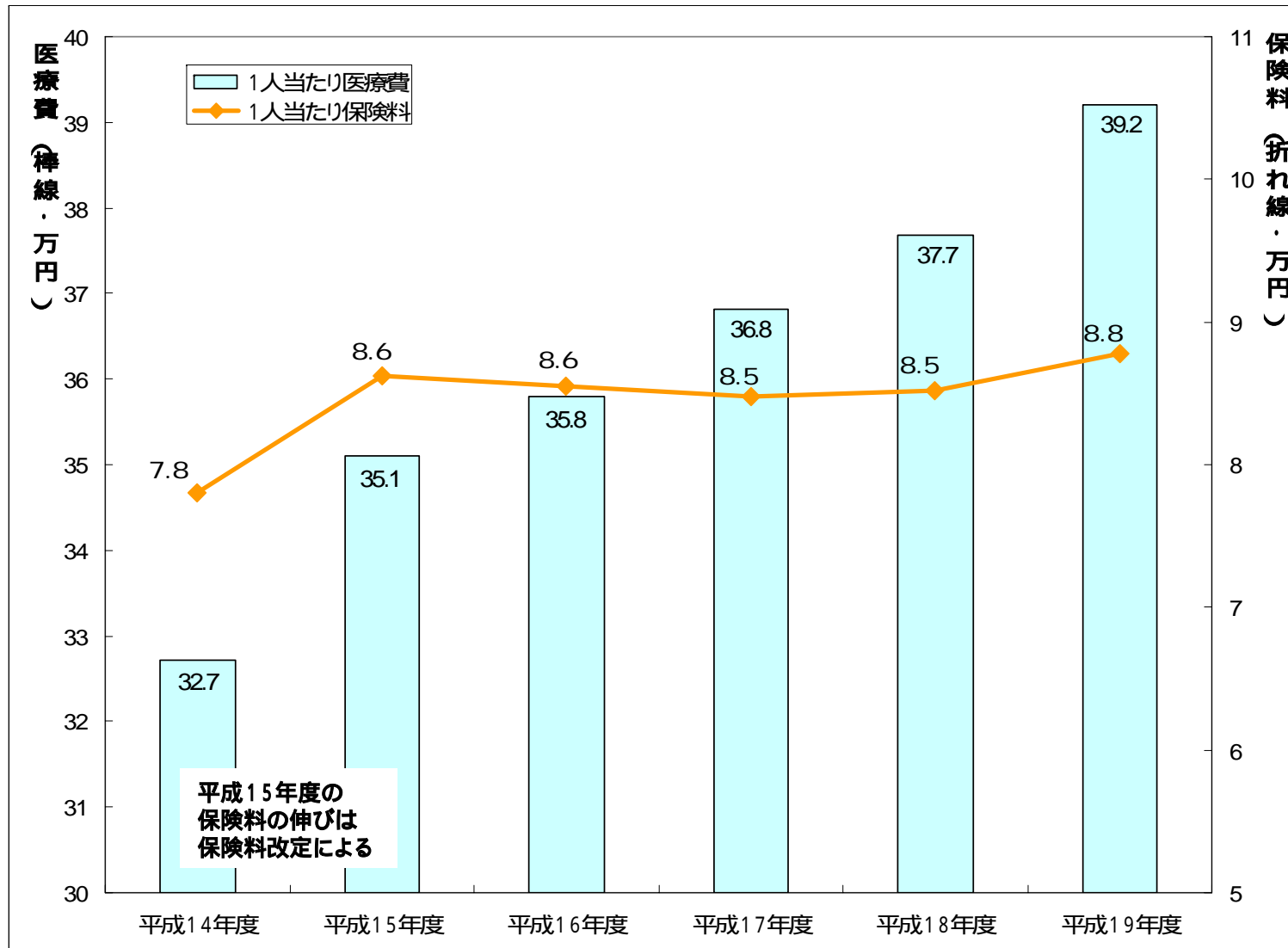
c.加入者の推移



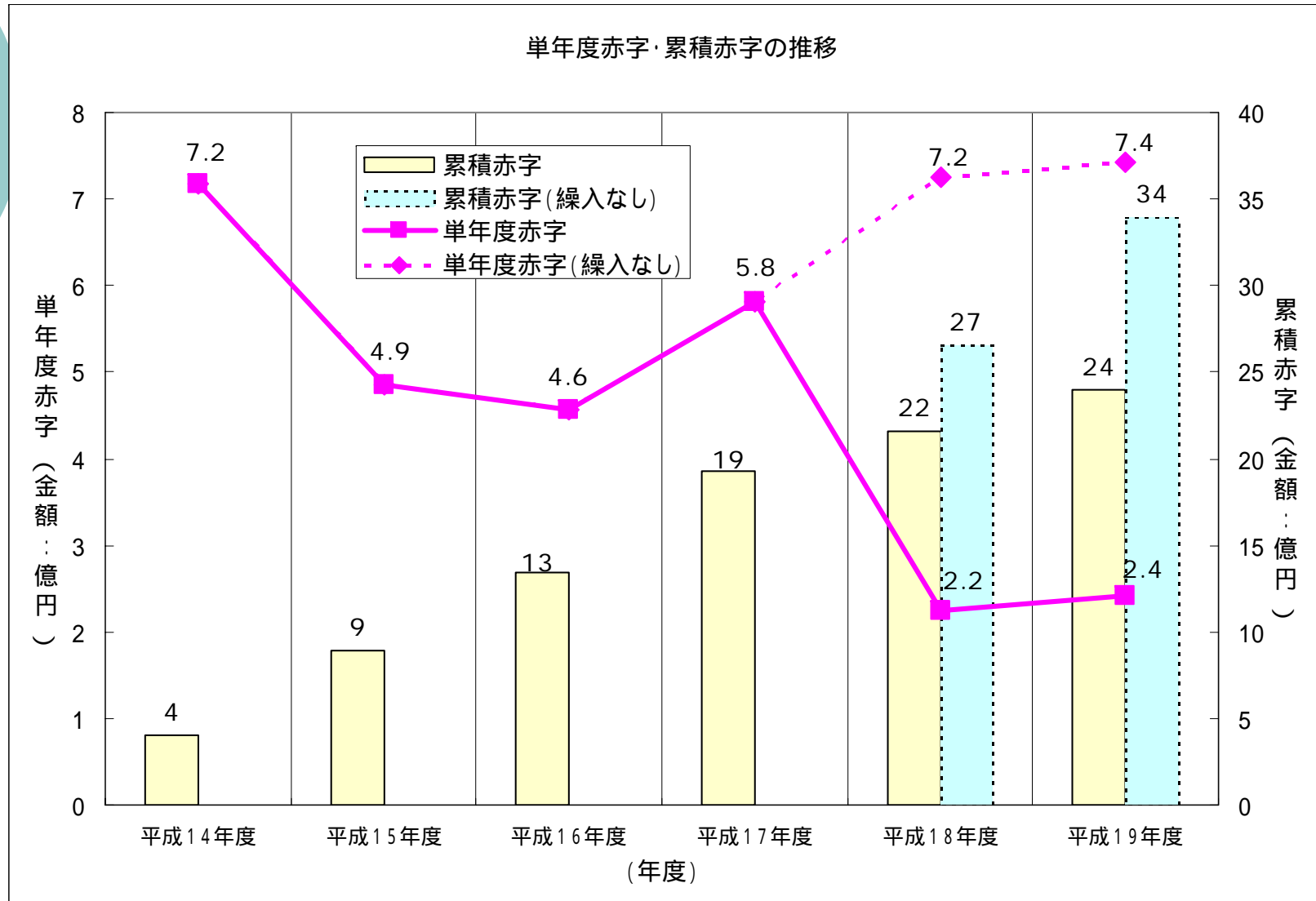
d. 決算額の推移



e. 1人当たりの医療費と保険料の推移



f. 財政赤字と一般会計繰入金の推移





g.これまでの財政健全化の取り組み

- 保険料収納対策の強化

- ・平成16年度から収納対策を強化

- ・平成18年度から収納担当専任者を配置

- 休日納付相談の実施

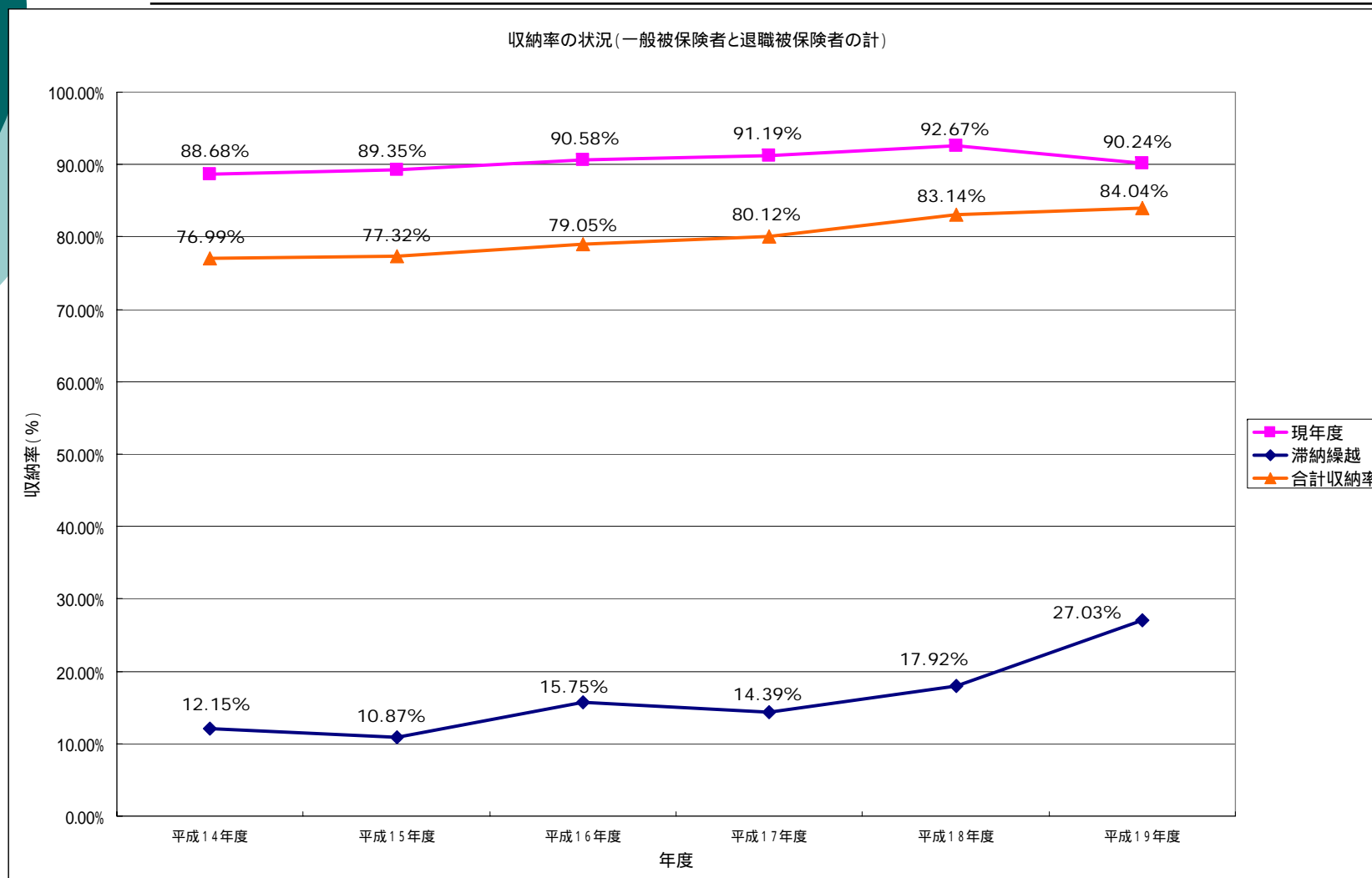
- 納付期限直後の督促状の発送

- 現年度・滞納年度の合計収納率を平成14年度76.99%を平成19年度84.04%まで上昇させた

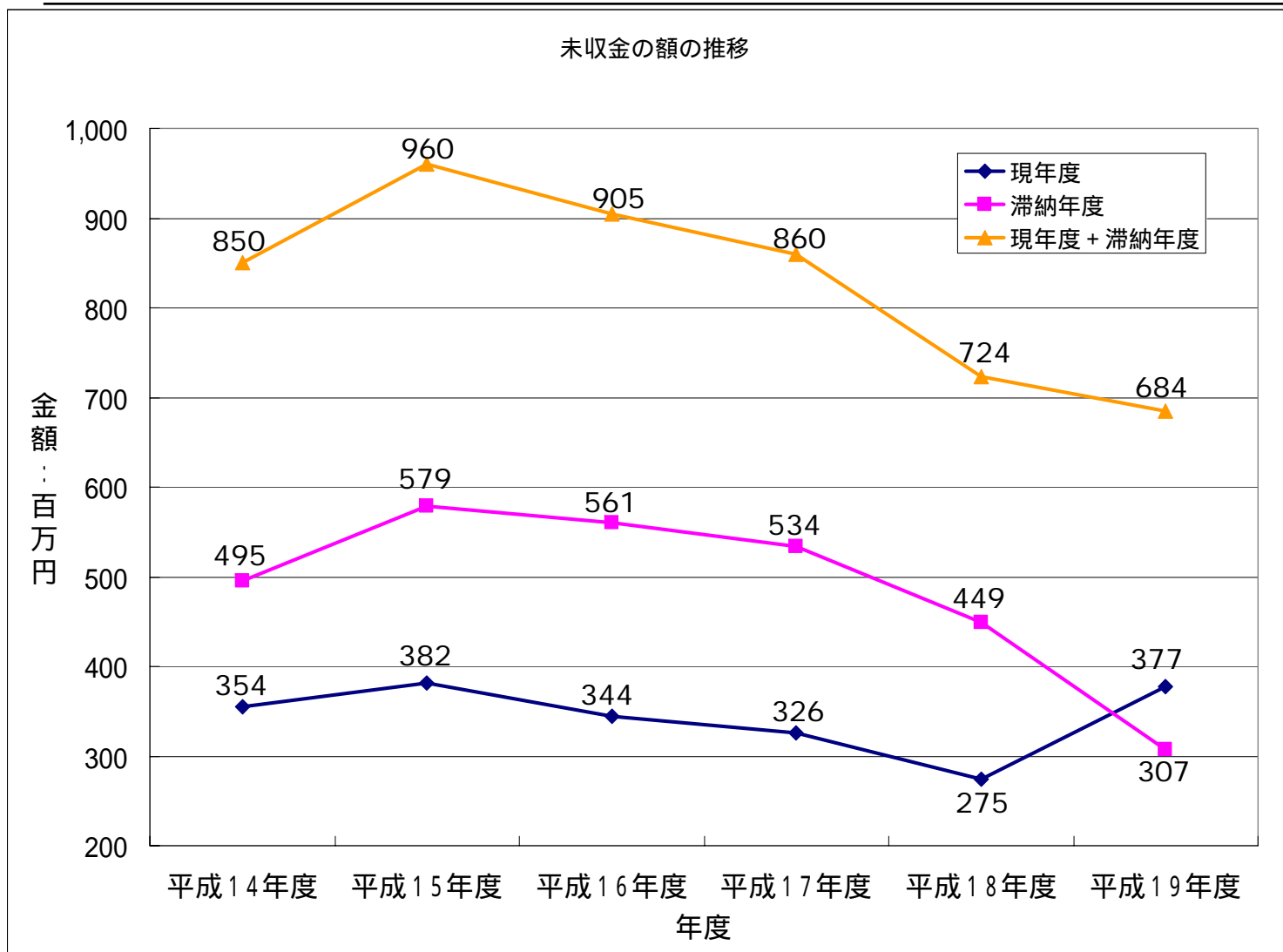
- 予防事業の実施

- ・平成20年度から、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に特定健康診査を実施

h. 保険料収納率の推移



i. 保険料未収金の推移



2 箕面市国保の独自制度

- a. 保険料の内訳
- b. 二段階料率
- c. 保険料賦課方式
- d. 保険料算定方法(国標準)
- e. 市国保の保険料算定方法
- f. 暫定賦課方式と確定賦課方式
- g. 暫定賦課方式と確定賦課方式のメリット・デメリット
- h. 前納報奨金
- i. 前納報奨金の利用状況
- j. 年齢軽減
- k. 障害者減免
- l. 年齢軽減・障害者減免の推移
- m. 保健事業(簡易人間ドック受診料負担金、肺ガン検診一部負担金、乳ガン検診負担金、学童う歯)

a. 保険料の内訳

国民健康保険料(基礎賦課額 + 後期高齢者支援金等分 + 介護納付金分)

基礎賦課額

国民健康保険に加入しているかたへの療養の給付など、国保事業のための財源となる保険料

後期高齢者支援金等分

平成20年度に開始された長寿医療制度の財源のうち、病院での患者負担分および公費による補助を除いた4割分は、0歳から74歳までの現役世代からの支援金によってまかなわれることになった。

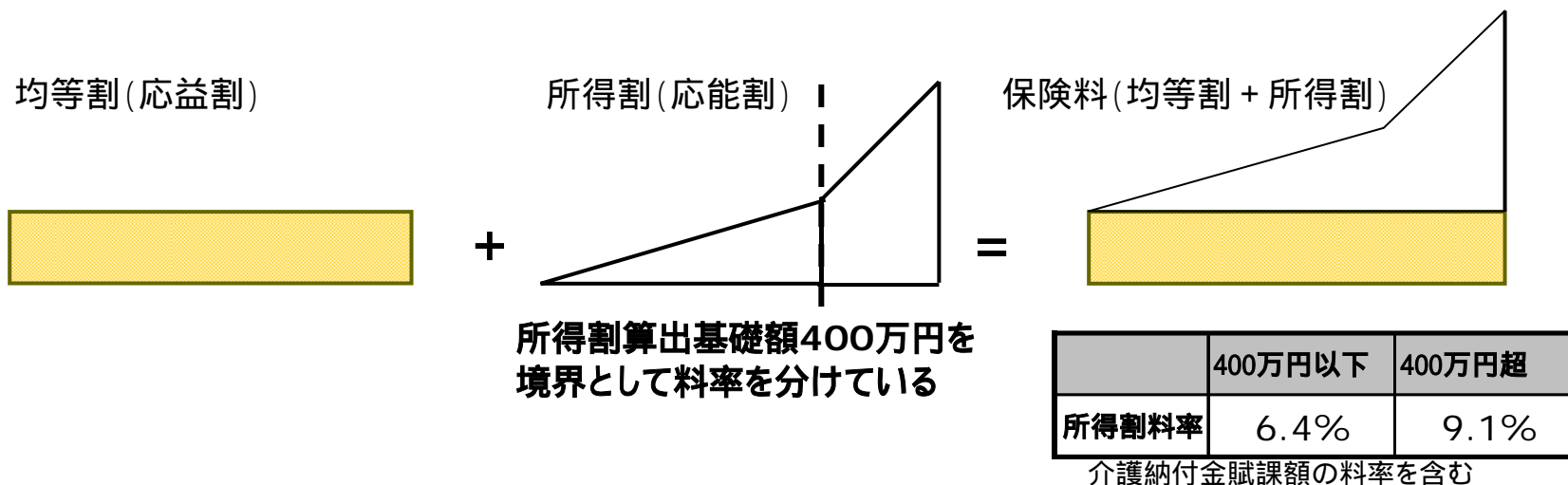
これにより、国民健康保険から長寿医療制度を支援するためにお支払いいただいている保険料

介護納付金分

国民健康保険に加入している40歳から64歳までのかた(介護第2号被保険者)について、介護保険料としてお支払いいただいている保険料

b.二段階料率

- 保険料率を所得400万円を境として二段階にしている



平成3年度に国保法が改正され、現在の賦課方式が規定された。改正前に実施していた各保険者の賦課方式は、「しばらくの間」継続することができる。とされている。

しかし、法改正から17年が経過し、見直しを行う必要がある。

大阪府からも、二段階料率について改善するよう指導を受けている

大阪府内で、所得割の料率を二段階設定している市町村はない。

C. 保険料賦課方式

国民健康保険料の賦課方式

方式	内訳	賦課総額に対する割合	概要
二方式	所得割総額	50/100	加入者の所得に応じて計算する保険料
	均等割総額	50/100	加入者の人数に応じて計算する保険料
三方式	所得割総額	50/100	加入者の所得に応じて計算する保険料
	均等割総額	35/100	加入者の人数に応じて計算する保険料
	世帯別平等割総額	15/100	加入一世帯にかかる保険料
四方式	所得割総額	40/100	加入者の所得に応じて計算する保険料
	資産割総額	10/100	加入者の資産(固定資産)に応じて計算する保険料
	均等割総額	35/100	加入者の人数に応じて計算する保険料
	世帯別平等割総額	15/100	加入一世帯にかかる保険料

箕面市は、二方式を採用している。

大阪府内では、二方式:2市、三方式:33市町、四方式:8市町村である。

d. 保険料算定方法 (国標準)

- 国民健康保険料の算出方法の概略 (国標準) 国民健康保険法第76条
国民健康保険条例第14条

当該年度に必要な医療給付費等を確保するために、
歳出予定額
から
歳入予定額
を
差し引いて
保険料として必要な額を算出する。

(二方式: 所得割、均等割の場合)

保険料総額の算出

$$\text{保険料として必要な額} = \text{歳出 (医療給付費等の総額)} - \text{歳入 (国庫負担や一部負担金などの総額)}$$

保険料賦課予定額を応能分と応益分に按分する

$$\text{保険料として必要な額} \begin{cases} \rightarrow \text{所得割総額(50\%)} \\ \rightarrow \text{均等割総額(50\%)} \end{cases}$$

- 1 所得割総額から所得割の料率を計算する

$$\text{所得割料率} = \frac{\text{所得割総額}}{\text{被保険者の所得の合計}}$$

- 2 均等割総額から均等割額を計算する

$$\text{1人当たり均等割額} = \frac{\text{均等割総額}}{\text{被保険者数}}$$

e.市国保の保険料算定方法

国民健康保険条例附則第21条

当該年度に必要な医療費等の総額から所得割料率や均等割額を算出せず固定している。このため、医療費等の総額のうち保険料へ反映させる分を適正に決定できていない。

平成20年度の保険料率

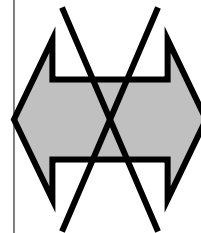
所得割額

	400万円以下	400万円超
基礎賦課額	4.5%	6.0%
後期高齢者支援金等賦課額	1.1%	1.5%
介護納付金等賦課額	0.8%	1.6%
計	6.4%	9.1%

均等割額

	1人あたり
基礎賦課額	44,400 円/年
後期高齢者支援金等賦課額	12,000 円/年
介護納付金等賦課額	12,000 円/年
計	68,400 円/年

介護納付金等賦課額は、40歳以上65歳未満の被保険者のみ



国基準

所得割総額から所得割の料率を計算する

$$\text{所得割料率} = \frac{\text{所得割総額}}{\text{被保険者にかかる総所得金額等}}$$

均等割総額から均等割額を計算する

$$\text{1人あたり均等割額} = \frac{\text{均等割総額}}{\text{被保険者数}}$$

f. 暫定賦課方式と確定賦課方式

□ 暫定賦課方式と確定賦課方式

保険料の計算には、暫定賦課方式(保険料の計算を年2回行う)と確定賦課方式(保険料の計算は年1回)があります。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	納付回数
暫定賦課方式	仮算定	納付書												12回
	本算定					納付書								
確定賦課方式	本算定			納付書										10回

: 前々年の所得を元に保険料を計算

: 前年の所得を元に保険料を計算

暫定賦課方式: 4月に前々年の所得を元に保険料を計算し、前年の所得が確定した後、改めて保険料の計算を行う方式。

確定賦課方式: 6月の所得が確定した後、保険料の計算を行う方式。

□ 大阪府内の状況

43市町村中、23市町村が暫定賦課方式を採用、20市町が確定賦課方式を採用。
北摂7市では、高槻市と箕面市が暫定賦課方式を採用

g. 暫定賦課方式、確定賦課方式の メリット・デメリット

□ 暫定賦課方式のメリット・デメリット

【メリット】

1. 保険料の納付回数が多く(12回)、1回あたりの納付保険料を抑えられる。

【デメリット】

1. 暫定賦課実施にあたり、約1,100万円の経費がかかっている。
2. 年に2回納付書を被保険者に送付するので、高齢のかたなどにとって分かり難い。

□ 確定賦課方式のメリット・デメリット

【メリット】

1. 年1回の保険料計算なので、経費を節減できる。
2. 保険料の通知が、年に1回のみ届くことになるので、被保険者にとって分かりやすくなる。

【デメリット】

1. 納付回数が減り、1回あたりの納付金額が上昇する。

h. 前納報奨金

□ 保険料の納期前納付に対して報奨金を実施

前納報奨金の計算方法

1. 納期前に納付される期割保険料 × 0.3/100 × 納期前の月数・・・A

2. 100円 × 納期前の期割数・・・B

前納報奨金 = A + B

年間保険料に占める報奨金の割合

	年間保険料	年間報奨金	保険料に占める報奨金の割合
7割軽減の1人世帯	16,920 円	1,100 円	6.50%
保険料平均世帯	160,000 円	2,300 円	1.44%
限度額世帯(介護あり)	680,000 円	6,700 円	0.99%

大阪府内の実施状況

実施: 8市

北摂7市の実施状況

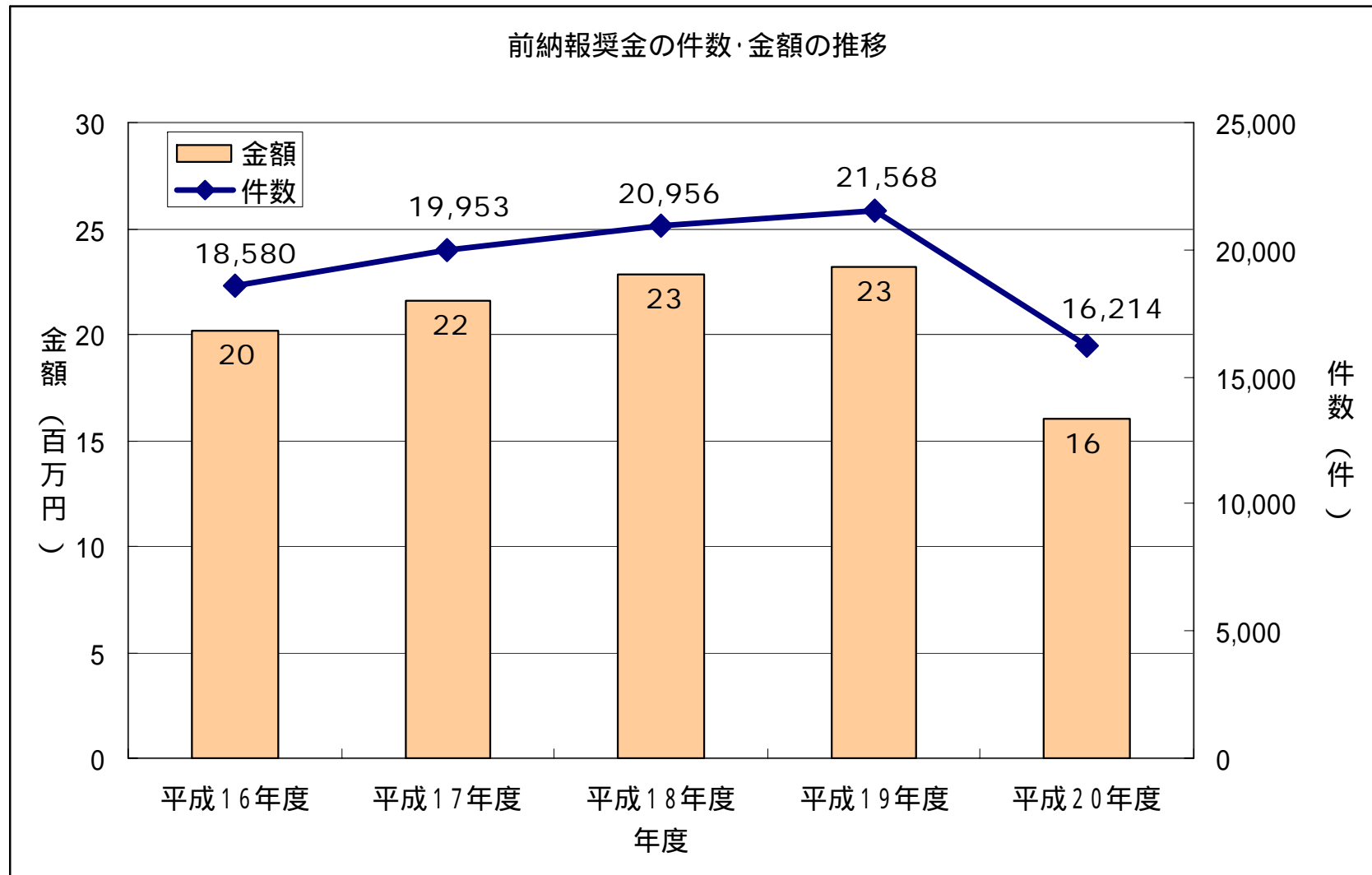
廃止: 3市(池田市、摂津市、豊中市(H21廃止予定))

市税や他の保険料の状況

市税(平成20年度に廃止)、介護保険・長寿医療制度ともになし

保険料の特別徴収(年金天引)者は、前納報奨金の対象とならない

i. 前納報奨金の利用状況



j. 年齢軽減

□ 年齢軽減の実施

(年齢軽減の内容)

世帯主を除く22歳以下の均等割額を1/2に減額

(平成20年度軽減額)

1億2千万円(3,349世帯)

4人家族(夫、妻、22才以下の子ども2名)、世帯の所得300万円の場合の保険料比較

(年齢軽減あり)

(年齢軽減なし)

年間56,400円の差

年間保険料(均等割計 + 所得割計) 318,720

年間保険料(均等割計 + 所得割計) 375,120

		夫	妻	子ども	子ども	計
均等割	基礎賦課額	44,400	44,400	22,200	22,200	133,200
	後期高齢者支援金等賦課額	12,000	12,000	6,000	6,000	36,000
	均等割計					169,200

		夫	妻	子ども	子ども	計
均等割	基礎賦課額	44,400	44,400	44,400	44,400	177,600
	後期高齢者支援金等賦課額	12,000	12,000	12,000	12,000	48,000
	均等割計					225,600

		算出基礎額	料率	保険料
所得割	基礎賦課額		4.5%	120,150
	後期高齢者支援金等賦課額	2,670,000	1.1%	29,370
	所得割計			149,520

		算出基礎額	料率	保険料
所得割	基礎賦課額		4.5%	120,150
	後期高齢者支援金等賦課額	2,670,000	1.1%	29,370
	所得割計			149,520

k. 障害者減免

□ 障害者減免の実施

(障害者減免の内容)

身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者手帳を保有する者の属する世帯の保険料を所得に応じて1割、3割、5割減免

(平成20年度減免額)

4千9百万円(1,276世帯)

4人家族(夫、妻、23才以上の子ども2名、世帯員のうち1名が身体障害者手帳保持)の場合
障害の程度での減免率の差はない。世帯全体の保険料を減免の対象としている。

所得区分	保険料内訳	均等割額	所得割額	計
所得 125万円 (基礎額 92万円)	基礎賦課額	142,080	41,400	183,480
	後期高齢者支援金 等賦課額	38,400	10,120	48,520
	介護納付金賦課額	19,200	7,360	26,560
	保険料計			258,560

50/100減免により

129,280円
(129,280円の減)

所得区分	保険料内訳	均等割額	所得割額	計
所得 400万円 (基礎額 367万円)	基礎賦課額	177,600	165,150	342,750
	後期高齢者支援金 等賦課額	48,000	40,370	88,370
	介護納付金賦課額	24,000	29,360	53,360
	保険料計			484,480

30/100減免により

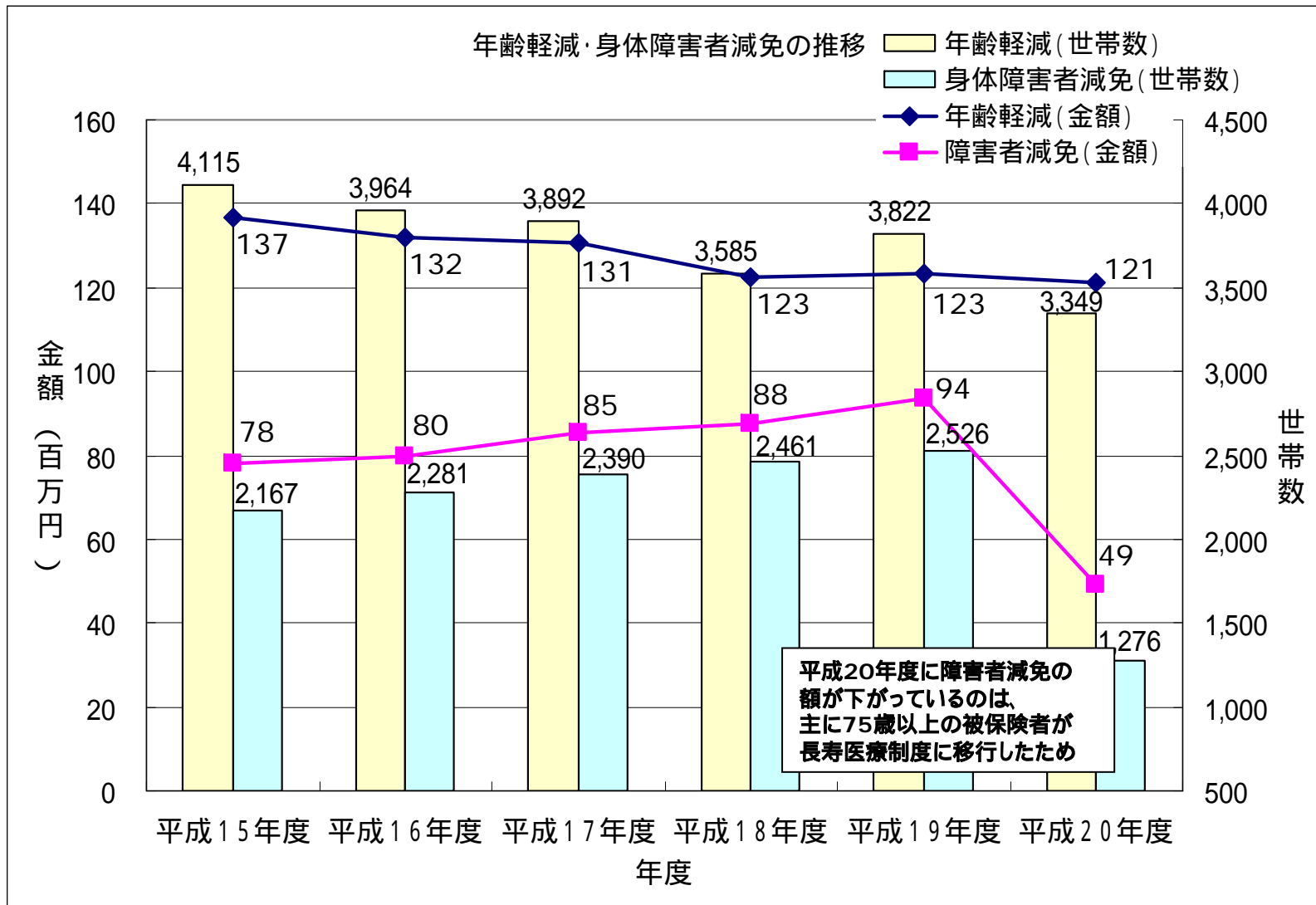
339,136円
(145,344円の減)

所得区分	保険料内訳	均等割額	所得割額	計
所得 1,000万円 (基礎額 967万円)	基礎賦課額	177,600	520,200	470,000
	後期高齢者支援金 等賦課額	48,000	129,050	120,000
	介護納付金賦課額	24,000	122,720	90,000
	保険料計			680,000

10/100減免により

612,000円
(68,000円の減) 24

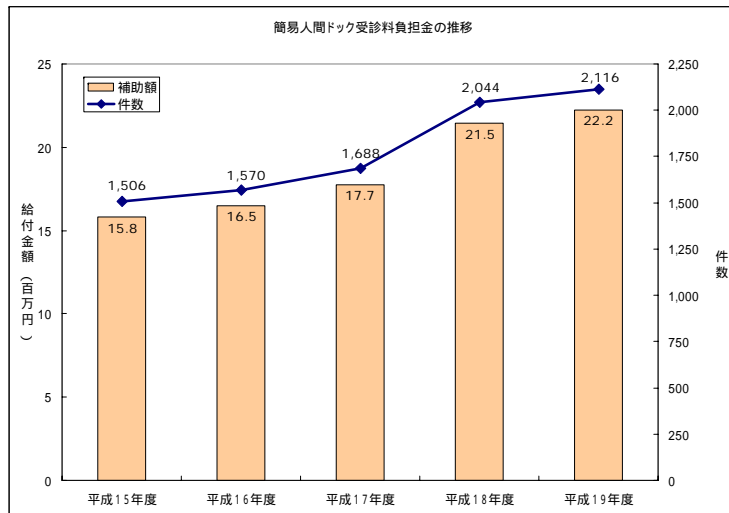
1. 年齢軽減・障害者減免の推移



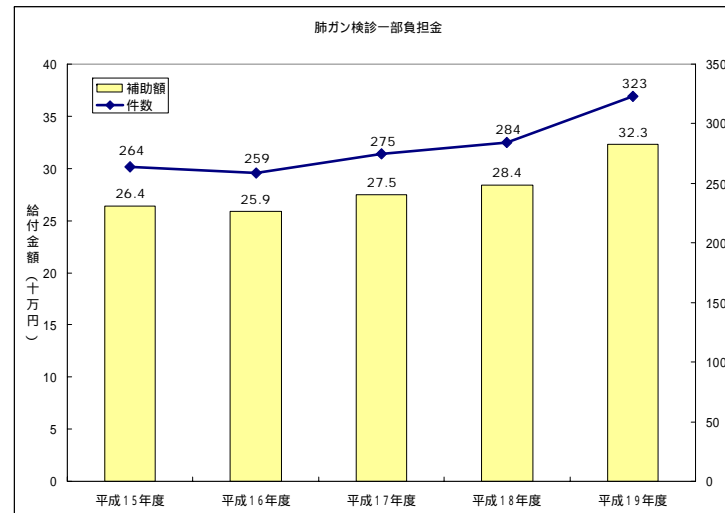
m.保健事業

(学童う歯対策、簡易人間ドック受診料負担金、肺ガン検診一部負担金、乳ガン検診負担金)

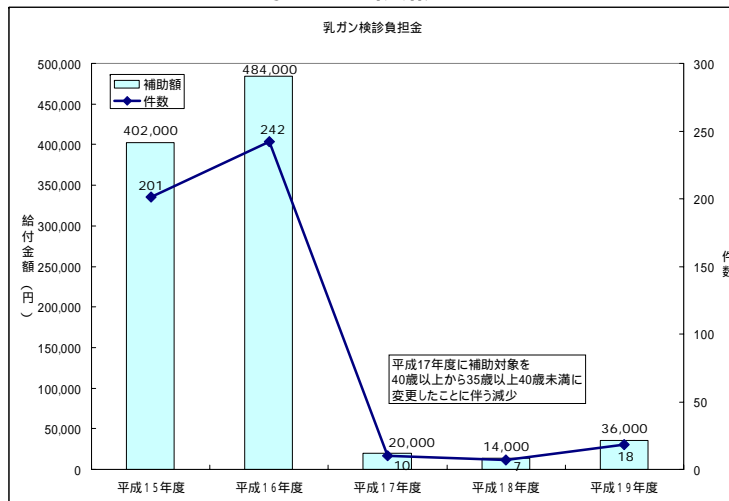
【簡易人間ドック】



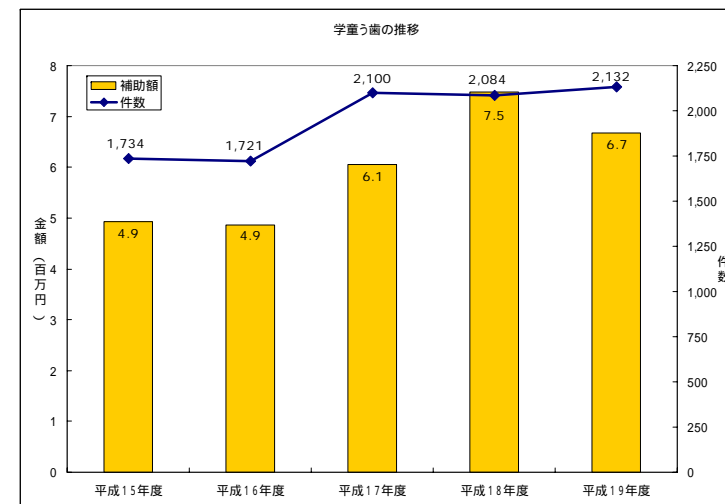
【肺ガン検診】



【乳ガン検診】



【学童う歯】



m. 保健事業 (学童う歯対策、簡易人間ドック受診料負担金、肺ガン検診一部負担金、乳ガン検診負担金)

(箕面市国民健康保険条例第27条の2及び同施行規則第17条)

【市制度・特定健康診査との相違点】

【簡易人間ドック受診料負担金】

- ・年齢対象が35歳以上である。
(特定健診は、40歳以上が対象)

【肺ガン検診一部負担金】

- ・特定健診の健診項目ではない。
- ・年齢対象が35歳以上である。
(市制度は、40歳以上が対象)
- ・ヘリカルCT検査を実施している。
(市制度には、ヘリカルCT検査はない)

【乳ガン検診負担金】

- ・特定健診の健診項目ではない。
- ・年齢対象が、35歳以上から40歳未満である。
(市制度は、40歳以上で偶数年齢が対象)

(箕面市国民健康保険条例第27条及び学童う歯対策事業実施要綱)

【学童う歯】

- ・北摂7市では、箕面市のみが国民健康保健事業で実施。
- ・小中学校の学齢期にある被保険者を対象
(市制度は、30歳以上74歳以下で、職場などで検診を受ける機会のない偶数年齢が対象)